

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年5月15日

【事業年度】 第57期(自平成24年2月21日至平成25年2月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 禎史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤田 正義

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤田 正義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月		平成21年 2月	平成22年 2月	平成23年 2月	平成24年 2月	平成25年 2月
売上高	(千円)	116,384,007	117,720,993	117,871,361	119,814,360	122,546,332
経常利益	(千円)	9,365,329	9,405,170	8,397,838	5,008,364	6,593,951
当期純利益	(千円)	4,537,210	5,353,921	4,755,156	2,290,562	3,648,143
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	2,523,031	2,523,031	2,523,031	2,523,031	2,523,031
発行済株式総数	(株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(千円)	41,717,253	44,917,979	48,135,832	48,832,879	50,976,799
総資産額	(千円)	64,785,639	66,724,713	67,327,443	67,380,908	71,106,983
1株当たり純資産額	(円)	601.33	658.52	708.64	723.42	760.07
1株当たり配当額 (内 1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	17.00 (8.00)	18.00 (8.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)	19.00 (9.00)
1株当たり 当期純利益	(円)	65.54	78.25	70.30	34.06	54.59
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	(円)	65.52		70.30		
自己資本比率	(%)	64.0	66.9	71.2	72.1	71.4
自己資本利益率	(%)	11.3	12.4	10.3	4.7	7.3
株価収益率	(倍)	11.9	9.9	10.6	18.5	13.5
配当性向	(%)	25.9	23.0	27.0	55.8	34.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,668,741	3,911,605	1,619,213	471,224	6,264,773
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	750,223	903,942	1,307,822	728,620	62,033
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,688,893	2,234,693	1,683,645	1,796,720	1,806,336
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	24,165,004	24,937,974	23,565,720	21,511,604	26,032,074
従業員数 (外、臨時従業員の 年間平均雇用人員数)	(名)	467 (2,705)	506 (2,917)	571 (3,139)	599 (3,351)	611 (3,519)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第54期、第56期および第57期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
昭和31年10月	茂理 満(現名誉会長の母)と現名誉会長 茂理佳弘が宮詣り衣装、出産準備品を扱う「赤ちゃんの西松屋株式会社」を設立し、大手前通り店出店(資本金1,100千円、兵庫県姫路市本町、平成9年11月廃止)
昭和34年3月	「株式会社 西松屋ストアー」に商号変更
昭和40年10月	子供服の販売を事業目的に加え兵庫県姫路市紺屋町にみゆき通り店を出店し、併せて本部事務所を移転
昭和46年11月	大阪地区に京橋店出店(平成14年4月退店)
昭和47年4月	本部事務所規模拡大のため、兵庫県姫路市二階町に二階町店を出店(平成6年10月廃止)し、同時に本部事務所を移転
昭和54年8月	「株式会社 西松屋チェーン」に商号変更
昭和54年10月	兵庫県姫路市に駐車場付郊外型店舗北姫路店を出店
昭和60年11月	仕入活動強化のため大阪市北区芝田に大阪事業部事務所を開設
昭和62年3月	大阪事業部の規模拡大に伴い、事業部事務所を大阪市北区より大阪市東淀川区に移転(平成6年4月廃止)
昭和63年4月	神戸市西区北別府に郊外型大型店舗伊川谷店を出店
平成元年12月	商品情報と販売情報を即時に収集するため、POSシステムと汎用コンピュータ導入
平成2年11月	兵庫県神崎郡福崎町に福崎店出店(平成24年12月退店)、初めて郡部立地へ出店
平成3年4月	兵庫県伊丹市に商品管理センター開設(平成6年1月移転)
平成3年6月	業績規模の拡大に伴い、兵庫県姫路市南駅前町に本部事務所を移転
平成5年11月	岡山県倉敷市に平田店、北畝店の2店舗を出店し、中国地区へ販売エリアを拡大
平成6年1月	分散していた本部機能の効率化を図るため、本社新社屋兼商品管理センター(兵庫県姫路市飾東町)を建設し移転(平成14年8月業務の完全外部委託化に伴い商品管理センター廃止)
平成9年5月	「株式会社 西松屋チェーン」に商号変更
平成9年5月	香川県高松市に高松レインボー通店を出店し、四国地区へ販売エリアを拡大
平成9年5月	埼玉県本庄市に埼玉本庄店を出店し、関東地区へ販売エリアを拡大
平成9年7月	日本証券業協会に株式を店頭登録銘柄として登録
平成10年9月	北九州市に小倉南店、八幡上津役店の2店舗を出店し、九州地区へ販売エリアを拡大
平成11年9月	静岡県富士市に富士伝法店を出店し、中部地区へ販売エリアを拡大
平成11年11月	東京証券取引所市場第二部及び大阪証券取引所市場第二部に株式を上場
平成13年2月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部銘柄に指定
平成13年7月	福島県に郡山富田店を出店し、東北地区へ販売エリアを拡大
平成15年4月	札幌市に札幌白石店、札幌東店、札幌屯田店の3店舗を出店し、北海道地区へ販売エリアを拡大
平成16年4月	沖縄市に沖縄美里店、那覇市に那覇新都心店を出店し、沖縄県へ販売エリアを拡大 北海道から沖縄県までの47都道府県、全国にチェーン店網を完成
平成23年9月	神戸市中央区加納町に商品開発本部(現 商品本部)三宮事務所を開設
平成25年2月	平成25年2月20日現在で店舗数835店舗(北海道地区38店舗、東北地区73店舗、関東地区231店舗、中部地区143店舗、近畿地区153店舗、中国地区57店舗、四国地区30店舗、九州・沖縄地区110店舗)

3 【事業の内容】

当社は、お子さまを持つ家庭の毎日の子育てが楽しくなる“豊かな暮らし”実現のために、ベビー・子供の生活関連用品の販売をチェーンストア展開により行っており、ドミナントエリアづくりによって、ナショナルチェーンとしての店舗網の拡充を進めております。

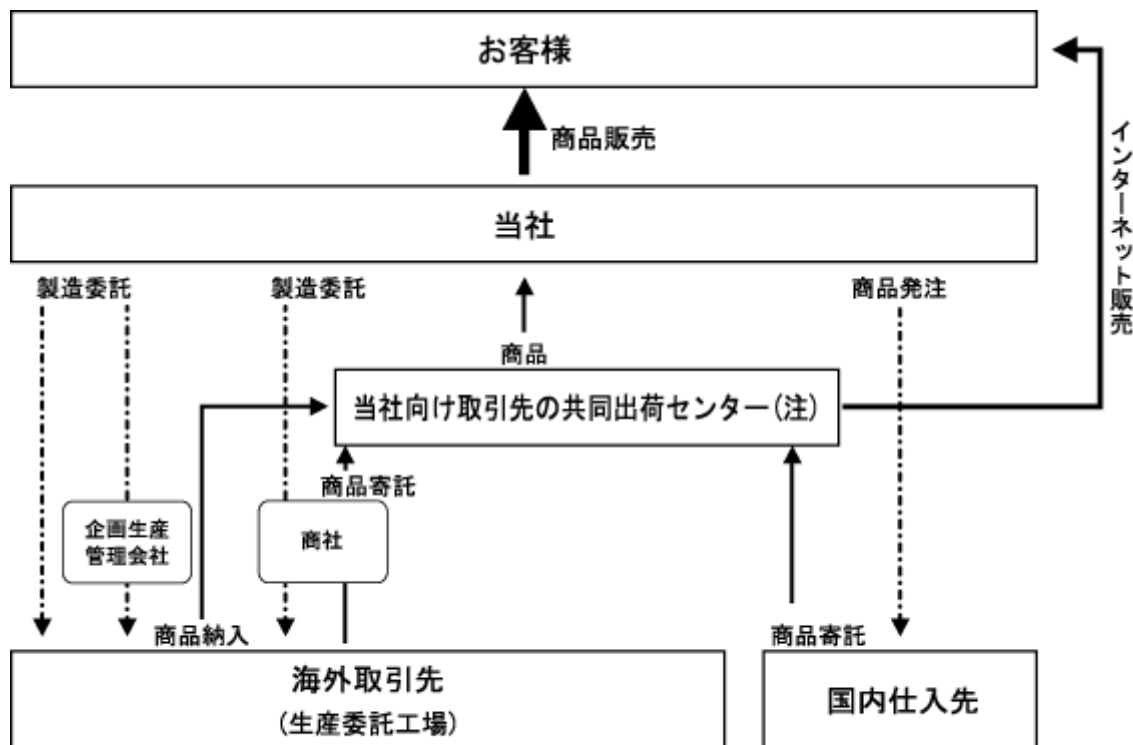
当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであります。

仕入先は国内・国外を問わず、より低いコストで適切な品質の商品を調達しております。

商品は、各店舗およびインターネット販売にて直接一般顧客に主に現金で販売しており、主要な取扱品目は次のとおりであります。

商品別	主要な品目
子供衣料	ベビーアウトウエア・肌着・パジャマ等 ボーイズアウトウエア・肌着・パジャマ等 ガールズアウトウエア・肌着・パジャマ等
育児・服飾雑貨	調乳・離乳用品、衛生・雑貨用品、寝装・寝具 ベビーカー・カーシート等のおでかけ用品 チェア・ラック・歩行器等の室内用品 帽子・シューズ等の服飾雑貨 玩具、ギフトセット
ベビー・マタニティー衣料	新生児衣料 マタニティ用品 宮参り初着等の和装用品
その他	自動販売機商品

なお、事業系統図は次のとおりであります。



(注) 当社への商品供給のため、主に国内仕入先が共同で出荷センターの運営を物流会社等へ委託しているものであります。

4 【関係会社の状況】

当社は、関係会社を有していないため、該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年2月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
611(3,519)	34.47	8.43	5,370,635

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数欄の()は外書で、臨時従業員(パートタイマー、アルバイトおよび派遣社員)の年間平均雇用人員数(1日8時間換算)であります。
3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
4 当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの従業員の状況の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期におけるわが国経済は、欧州の債務危機問題の長期化などをはじめとした海外経済停滞の影響から先行き不透明感が完全には払拭しきれない状況が続いております。しかしながら昨年末からの急激な円安を背景として、輸出企業を中心に収益改善の期待から株価は上昇し、国内経済は回復の兆しを見せはじめしております。当流通業界におきましては、家計消費増への期待の半面、急激な円安による輸入価格の高騰への対応を迫られている状況であり、当社を取り巻く経営環境は、国内企業各社によるシェア獲得のための価格競争や出店競争に加え、プライベートブランド商品での差別化競争が活発化するなど、厳しい状況が続いております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、新規出店を継続して行ってまいりました。当期の新規出店は35店舗となり、一方で不採算店舗を1店舗、リプレイスにより2店舗閉鎖した事で、期末の店舗数は835店舗となっております。

商品面では、売場面積の拡大と連動してさらなる品揃えの充実を図るため、商社や製造業など他業種出身者の採用を拡大し、自社開発プライベートブランド商品の開発体制を強化してまいりました。それによって、品質と価格の両面において他社との差別化を図ってまいりました。

オペレーション面におきましては、店長研修会などによる従業員教育を継続することで、スーパーインテント（複数店管理店長）制度の拡大を進めてまいりました。そして、店舗マネジメントの強化を図ると同時に、ITを駆使して作業の省力化や合理化のための改善、改革に取り組んでまいりました。また、物流面においても店舗の広域化や店舗数の増加に合わせて共同出荷センターを全国各地の要所に配置しており、配送効率を向上させることで物流コストの削減に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は1,225億4千6百万円と前期比102.3%となりました。利益面では、在庫の適正化や値下げロス削減により売上総利益が増加したことや固定費の削減に継続して取り組んできた結果、経常利益は65億9千3百万円と前期比131.7%となりました。当期純利益につきましては、36億4千8百万円で、前期比では159.3%と大幅な増益となりました。これは、当期においては特別損失に減損損失4千1百万円、特別利益に収用補償金1億1千6百万円を計上した結果、特別損益が差引7千4百万円のプラスとなり、特別損失6億5百万円を計上した前期と比べて特別損益の金額に変動があったためであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの業績の状況の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当期における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により62億6千4百万円増加し、投資活動により6千2百万円増加し、財務活動により18億6百万円減少しました。この結果、資金は前期末に比べ45億2千万円増加し、260億3千2百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期における営業活動による資金は、62億6千4百万円増加（前期比57億9千3百万円増）となりました。これは主に、税引前当期純利益が66億6千8百万円となり、減価償却費9億8千万円やたな卸資産の減少3億3千3百万円があった一方で、法人税等の支払が20億4百万円あったことなどによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期における投資活動による資金は、6千2百万円増加（前期比7億9千万円増）となりました。これは主に、積極的な出店により有形固定資産の取得による支出8億1千7百万円や建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出3億8千4百万円があった一方で、約定による建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入が12億6千3百万円あったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期における財務活動による資金は、18億6百万円減少（前期比9百万円減）となりました。これは主に、配当金の支払額が12億7千2百万円あったことや、自己株式の取得による支出が3億円あったことなどによります。

2 【販売実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、商品別および地域別により記載しております。

(1) 商品別売上高

商品別	第57期 (自平成24年2月21日 至平成25年2月20日)	
	金額(千円)	前期比(%)
子供衣料	46,569,134	104.8
育児・服飾雑貨	58,180,670	101.3
ベビー・マタニティー衣料	17,613,870	99.3
その他	182,656	93.7
合計	122,546,332	102.3

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 地域別売上高

地域	第57期 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)					
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前期比 (%)	期末 店舗数 (店)	店舗異動状況	
					新店 (店)	退店 (店)
北海道	4,696,307	3.8	101.9	38	2	-
北海道地区計	4,696,307	3.8	101.9	38	2	-
青森県	1,815,584	1.5	97.9	14	1	-
岩手県	1,279,765	1.0	97.8	7	-	-
宮城県	2,424,872	2.0	105.1	17	-	-
秋田県	1,161,012	1.0	99.3	10	1	-
山形県	1,444,599	1.2	100.6	10	-	-
福島県	2,682,798	2.2	119.3	15	-	-
東北地区計	10,808,633	8.8	104.7	73	2	-
茨城県	3,386,043	2.8	98.3	27	-	-
栃木県	2,342,697	1.9	97.1	17	-	-
群馬県	2,230,077	1.8	102.9	18	1	-
埼玉県	6,996,638	5.7	103.2	46	1	-
千葉県	5,462,141	4.5	100.2	38	-	-
東京都	6,808,493	5.6	103.5	44	3	-
神奈川県	7,389,647	6.0	103.5	41	6	-
関東地区計	34,615,739	28.2	101.9	231	11	-
新潟県	2,445,138	2.0	104.1	19	1	-
富山県	1,013,127	0.8	101.1	9	-	-
石川県	838,915	0.7	98.8	8	-	-
福井県	879,648	0.7	100.0	7	-	-
山梨県	921,059	0.8	97.0	7	-	-
長野県	2,288,621	1.9	101.2	15	1	-
岐阜県	1,993,648	1.6	100.4	13	-	-
静岡県	4,525,322	3.7	102.9	27	1	-
愛知県	6,008,823	4.9	101.5	38	2	-
中部地区計	20,914,306	17.1	101.5	143	5	-
三重県	1,663,709	1.4	100.3	14	-	-
滋賀県	1,498,460	1.2	101.1	11	-	-
京都府	1,582,505	1.3	100.3	10	-	-
大阪府	8,421,515	6.9	101.0	53	-	1
兵庫県	5,871,879	4.8	105.3	46	2	1
奈良県	1,397,583	1.1	109.3	11	1	-
和歌山県	1,323,693	1.1	102.9	8	-	-
近畿地区計	21,759,346	17.8	102.6	153	3	2
鳥取県	834,066	0.7	100.4	5	-	-
島根県	763,366	0.6	100.5	5	-	-
岡山県	1,581,380	1.3	99.7	12	1	-
広島県	2,862,377	2.3	100.4	21	-	-
山口県	1,616,893	1.3	101.9	14	1	-
中国地区計	7,658,084	6.2	100.6	57	2	-
徳島県	1,060,318	0.9	96.4	7	-	-
香川県	961,729	0.8	100.1	8	1	-
愛媛県	1,484,283	1.2	98.4	10	-	-
高知県	984,687	0.8	102.0	5	1	-
四国地区計	4,491,019	3.7	99.0	30	2	-
福岡県	5,365,264	4.4	98.5	39	2	-
佐賀県	1,087,604	0.9	95.4	8	-	-
長崎県	1,516,156	1.2	101.2	9	-	-
熊本県	2,182,841	1.8	104.2	13	1	-
大分県	1,590,458	1.3	104.1	11	1	-
宮崎県	1,522,735	1.2	104.1	10	2	-
鹿児島県	2,028,197	1.7	106.1	12	1	-
沖縄県	1,592,864	1.3	106.4	8	1	1
九州・沖縄地区計	16,886,123	13.8	101.9	110	8	1
その他	716,771	0.6	185.2	-	-	-
合計	122,546,332	100.00	102.3	835	35	3

(注) 1 その他はインターネット販売によるものであります。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 単位当たりの売上高

項目	第57期 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)	
	実績	前期比(%)
売場面積(平均)(㎡)	575,900	106.0
1㎡当たり期間売上高(千円)	213	96.5
従業員数(平均)(人)	4,133.3	104.5
1人当たり期間売上高(千円)	29,649	97.9

- (注) 1 売場面積(平均)は営業店舗の稼働月数を基礎として算出しております。
2 従業員数(平均)はパートタイマー、アルバイトおよび派遣社員を正社員換算(1日8時間換算)して算出しております。
3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【仕入実績】

当社の事業内容は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであり、区分するべき事業セグメントが存在しないため、商品別により記載しております。

商品別	第57期 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)	
	金額(千円)	前期比(%)
子供衣料	26,834,876	92.4
育児・服飾雑貨	39,809,831	101.3
ベビー・マタニティー衣料	9,558,401	88.0
その他	140,267	94.6
合計	76,343,377	96.2

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

4 【対処すべき課題】

次期の見通しにつきましては、国内経済においては所得増に向けた各種政策が家計消費の増加、景気回復につながるという将来への期待が見込まれるものの、電気料金値上げや不安定な欧州経済など、国内外の問題から先行き不透明感が完全には払拭しきれない状況が続くものと認識しております。当業界におきましては、消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、異業種を含む企業間のシェア獲得競争による厳しい状況が今後も続くと思われま

す。このような状況の中で当社は、不採算店舗のスクラップやリプレースにより、収益性の改善を図りながら今後も全国各地に標準化された便利な店舗を積極的に出店し、地域の寡占化を図ってまいります。商品政策につきましては、衣料品をはじめ育児用品全般について他社には無い価値を備えた商品の開発を推し進めるとともに、中国以外の国への調達範囲の拡大も継続してまいります。加えて、品目数を削減し、売れ筋商品に絞り込むことでマスのメリットを最大限に活かし、仕入原価の引き下げを図ります。これらの施策とともに、商品の開発・仕入から販売までの商品計画の精度向上や予算実績管理の強化により、売上の機会損失や値下げロス

を削減し、売上総利益の確保に努めてまいります。オペレーションにつきましては、社内におけるあらゆる業務の省力化や合理化のために引き続き、改善・改革に取り組むとともに、物流コストの削減にも継続して取り組んでまいります。そして、ITを最大限に活用し、省力化や合理化につなげるとともに、経営判断や意思決定に役立てることで業績の向上に努める所存であります。

5 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末（平成25年2月20日）現在において判断したものであります。

(1) 天候要因について

当社の主力商品のひとつであるベビー・子供衣料は、気温の変化に敏感であり、天候不順や異常気象による例年と大きく異なる気温の推移があった場合、販売数量の計画に差異が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害について

地震等の自然災害による本部、店舗および当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場における被害の発生により、当社の商品供給体制に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行について

新型インフルエンザウイルス等の伝染病の流行により、本部、店舗および当社向け取引先の共同出荷センター、並びに国内外の生産地、生産工場の所在地やその周辺地域において感染者が拡大し、また、それに連動して国内外で流通制限などの非常事態が発生することにより、当社の商品供給体制や販売に影響を受け、事業活動の継続に支障をきたす場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 為替の変動について

当社の販売商品の多くは海外で製造されており、為替の変動が輸入価額に影響することが考えられます。特に当社が独自に開発輸入しております製品につきましては、為替の変動が直接影響いたしますので、急激かつ大幅な為替の変動が続いた場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競争の激化について

当社が販売するベビー・子供用品は、専門店のほか、百貨店、量販店、ホームセンター、ドラッグストア等の業態においても販売され、競争は激化しております。今後の競争状況の推移によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 出店計画について

当社は、今後の出店方針としてSC（ショッピングセンター）への出店も継続して計画を進めております。SC出店につきましては大規模小売店舗立地法等による規制を受けることとなります。当該規制により出店計画に大きな変更が生じた場合は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の厳格な出店基準に合致する物件がなければ出店予定数を変更することもあるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 店舗の建設協力金および保証金について

当社は、主に店舗の土地および建物を賃借する形で出店しており、地主やディベロッパーに対して建設協力金や敷金・保証金などの資金を差し入れておりますが、当該差入れ先の倒産その他の事由により、その全額または一部が回収できなくなった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材の育成について

当社が必要とする人材の育成が計画通り進まない場合は、将来的には計画通りの規模拡大が継続できず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 出生率の低下について

わが国における新生児の出生率は長期的に低下傾向にあります。現在までのところ、出生率の低下が当社の業績に影響を及ぼした兆候は見られません。しかしながら、当社の市場占有率が飛躍的に拡大し、さらに新生児の出生率が低下した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 政治・経済環境について

当社の販売商品は、生産力および生産コストの面から中華人民共和国において製造されている物が多く、当該国の政治・経済環境が急激に変化し、当社の商品調達計画に大きな差異が出た場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

6 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	相手先の所在地	契約の内容	契約年月日
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	東京都目黒区	ウォルト・ディズニーの商標権使用許諾契約	平成19年1月15日
Cherokee Inc.社	米国	ベビー・子供服およびその関連商品に関して、CHEROKEEブランド商品の日本市場における独占販売についてのライセンス契約	平成22年12月20日
ICONIX BRAND GROUP Inc.社	米国	女兒の小学生サイズ衣料およびその関連商品に関して、Muddブランド商品の日本市場における独占販売についてのライセンス契約	平成24年3月6日

(注) 対価としてロイヤリティーを支払っております。

7 【研究開発活動】

特記事項はありません。

8 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたる重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況」に記載しております。また、この財務諸表の作成にあたる見積りににつきましては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で行なわれている部分があります。これらの見積りについては、継続して検証し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

(2) 財政状態の分析

資産の部

当期末の総資産は、711億6百万円となり、前期比では105.5%、金額で37億2千6百万円の増加となりました。

流動資産は、前期末に比べて44億4千8百万円の増加となりました。これは、現金及び預金が38億1千5百万円、売掛金が1億6千8百万円、預け金が7億5百万円増加した一方、商品が1億6千4百万円、未着商品が1億6千9百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前期末に比べて7億2千2百万円の減少となりました。これは、土地が2億8百万円、建物が1億5千万円、敷金及び保証金が1億2千1百万円増加した一方、建設協力金が9億円、什器備品が1億3千2百万円減少したことなどによります。

負債の部

当期末の負債は201億3千万円となり、前期比では108.5%、金額では、15億8千2百万円の増加となりました。

流動負債は、前期末と比べて16億3千9百万円の増加となりました。これは未払法人税等が10億9千万円、未払消費税等が3億2千2百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前期末と比べて5千7百万円の減少となりました。これは、退職給付引当金が4千4百万円、資産除去債務が4千1百万円増加した一方、リース債務が1億6千2百万円減少したことなどによります。

純資産の部

当期末の純資産は509億7千6百万円となりました。その内訳は株主資本合計が506億7千4百万円、評価・換算差額等合計が7千5百万円、新株予約権が2億2千7百万円となっております。

株主資本合計は、資本金25億2千3百万円、資本剰余金23億2千1百万円、利益剰余金483億2百万円、自己株式 24億7千2百万円となっております。

(3) 経営成績の分析

売上高の状況

売上高は1,225億4千6百万円で前期比102.3%となっております。これは、新規出店35店舗に加えて、前期に出店した40店舗が1年間フル稼働したことによります。

売上総利益の状況

売上総利益は455億2千3百万円で前期比107.6%となっております。これは、在庫の適正化や値下げロス削減により売上総利益率が改善したことや、売上総利益率の高い衣料部門の売上高構成比が上昇したことによります。

営業利益の状況

販売費及び一般管理費は391億7千9百万円で前期比104.3%となっております。これは、主に当期の35店舗の新規出店に伴う販売費、人件費及び施設費等の増加であります。販売費及び一般管理費が前期より16億2千4百万円増加しましたが、売上総利益が前期より32億2千7百万円増加したことで、営業利益は63億4千3百万円、前期比133.8%となっております。

経常利益の状況

営業外損益は金融資産の時価評価に伴う受取利息の計上や仕入債務のファクタリング方式による期日前決済割引料を中心に2億5千万円のプラスとなりました。結果、経常利益は65億9千3百万円、前期比131.7%となっております。

当期純利益の状況

特別損益については、特別利益は収用補償金1億1千6百万円、特別損失は減損損失4千1百万円となっております。

法人税等（法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額）は30億2千万円で、前期比143.0%となっております。

以上の結果、当期純利益は36億4千8百万円と前期比159.3%となっております。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については「1.業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」をご覧ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第57期は35店舗を新設し、店舗網の拡充を図るとともに3店舗閉鎖いたしました。

この結果、来期以降の新設店舗投資を含めまして第57期の設備投資額（敷金及び保証金含む）は13億2千4百万円となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの設備投資等の概要の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

平成25年2月20日現在における設備、投下資本並びに従業員の配置状況は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計(千円)	期末 店舗数 (店)	従業員 数 (人)
	面積(㎡)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)			
(1) 店舗設備										
北海道	(62,602) 65,786	146,001	156,409	69,389	57,067	11,491	-	440,360	38	164
北海道地区計	(62,602) 65,786	146,001	156,409	69,389	57,067	11,491	-	440,360	38	164
青森県	(23,043) 23,043	-	26,187	12,327	13,426	3,219	-	55,160	14	63
岩手県	(12,673) 12,673	-	4,780	8,073	5,855	1,928	-	20,639	7	32
宮城県	(38,107) 41,473	146,277	120,922	22,675	22,299	6,689	-	318,865	17	79
秋田県	(4,180) 4,180	-	7,983	5,937	10,474	3,104	-	27,500	10	44
山形県	(15,320) 15,320	-	11,720	8,345	7,100	4,584	-	31,752	10	45
福島県	(28,022) 28,022	-	17,302	22,318	15,916	2,361	-	57,899	15	71
東北地区計	(121,345) 124,711	146,277	188,897	79,679	75,074	21,888	-	511,817	73	334
茨城県	(37,334) 37,334	-	108,874	29,886	28,619	6,959	-	174,340	27	121
栃木県	(31,516) 31,516	-	22,148	15,341	7,786	2,757	-	48,034	17	79
群馬県	(32,294) 33,920	81,081	84,091	17,376	20,071	6,480	-	209,101	18	80
埼玉県	(80,089) 80,089	-	52,324	51,043	43,661	15,813	-	162,843	46	228
千葉県	(64,227) 64,227	-	55,488	36,627	25,881	5,655	-	123,652	38	181
東京都	(61,727) 61,727	-	69,393	44,692	34,820	10,047	-	158,953	44	212
神奈川県	(35,197) 35,197	-	142,056	35,144	49,692	9,320	-	236,213	41	210
関東地区計	(342,384) 344,010	81,081	534,376	230,111	210,534	57,035	-	1,113,139	231	1,111
新潟県	(27,782) 27,782	-	24,316	12,988	22,685	4,013	-	64,003	19	86
富山県	(28,033) 28,033	-	6,377	10,807	7,134	1,464	-	25,782	9	37
石川県	(17,855) 17,855	-	5,996	5,904	5,209	1,393	-	18,504	8	35
福井県	(15,530) 15,530	-	5,119	13,890	5,443	1,082	-	25,536	7	30

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計(千円)	期末 店舗数 (店)	従業員 数 (人)
	面積(㎡)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)			
山梨県	(7,758) 7,758	-	5,847	4,598	4,207	1,030	-	15,684	7	30
長野県	(30,365) 30,365	-	9,307	17,251	14,410	1,624	-	42,594	15	68
岐阜県	(19,469) 19,469	-	33,386	9,687	12,938	2,724	-	58,736	13	64
静岡県	(42,904) 42,904	-	52,697	37,670	25,895	6,706	-	122,970	27	133
愛知県	(54,997) 54,997	-	53,108	42,706	34,398	8,286	-	138,500	38	179
中部地区計	(244,694) 244,694	-	196,156	155,505	132,324	28,327	-	512,314	143	662
三重県	(41,929) 41,929	-	17,001	11,481	14,041	3,683	-	46,208	14	63
滋賀県	(23,037) 23,037	-	6,774	13,209	9,330	690	-	30,005	11	48
京都府	(13,869) 13,869	-	5,089	8,739	7,348	3,048	-	24,226	10	45
大阪府	(81,826) 81,826	-	59,337	58,794	28,196	9,248	-	155,577	53	252
兵庫県	(50,497) 59,988	1,031,005	645,339	112,652	56,544	11,944	-	1,857,486	46	220
奈良県	(18,115) 18,115	-	8,524	8,048	10,876	3,137	-	30,586	11	50
和歌山県	(11,856) 11,856	-	6,681	14,947	9,559	2,535	-	33,724	8	38
近畿地区計	(241,129) 250,619	1,031,005	748,749	227,872	135,898	34,288	-	2,177,814	153	716
鳥取県	(8,244) 8,244	-	4,226	9,375	4,555	826	-	18,984	5	25
島根県	(7,927) 7,927	-	5,352	8,039	5,308	1,290	-	19,991	5	24
岡山県	(18,636) 18,636	-	15,552	5,637	10,008	2,835	-	34,034	12	55
広島県	(29,106) 29,106	-	35,803	10,850	20,653	4,262	-	71,570	21	96
山口県	(24,890) 24,890	-	12,950	11,207	17,084	3,054	-	44,296	14	61
中国地区計	(88,805) 88,805	-	73,886	45,110	57,611	12,269	-	188,876	57	261
徳島県	(7,727) 7,727	-	8,579	6,477	6,900	1,703	-	23,660	7	33
香川県	(8,141) 8,141	-	18,153	6,871	10,655	1,569	-	37,251	8	38
愛媛県	(13,597) 13,597	-	7,195	9,571	9,893	2,352	-	29,013	10	45
高知県	(7,527) 7,527	-	8,693	6,036	6,995	1,856	-	23,581	5	25
四国地区計	(36,992) 36,992	-	42,621	28,957	34,446	7,481	-	113,507	30	141
福岡県	(55,159) 55,159	-	42,123	35,924	28,991	8,515	-	115,555	39	180
佐賀県	(6,485) 6,485	-	6,636	6,658	7,691	3,431	-	24,417	8	35
長崎県	(12,709) 12,709	-	5,359	6,143	7,063	2,240	-	20,805	9	39
熊本県	(23,367) 23,367	-	9,495	15,192	9,817	2,461	-	36,966	13	61
大分県	(17,178) 17,178	-	10,472	12,263	10,324	1,646	-	34,707	11	49
宮崎県	(15,393) 19,567	197,591	107,795	23,445	21,376	2,652	-	352,861	10	49
鹿児島県	(19,090) 19,090	-	16,832	15,608	14,132	3,442	-	50,014	12	57
沖縄県	(11,300) 11,300	-	16,457	9,850	10,788	1,798	-	38,895	8	41
九州・沖縄地区計	(160,682) 164,855	197,591	215,171	125,086	110,184	26,189	-	674,224	110	511
店舗設備計	(1,298,632) 1,320,471	1,601,957	2,156,270	961,714	813,141	198,972	-	5,732,055	835	3,900

地域	土地		建物	構築物	什器備品	リース資産	その他の 有形固定資産	合計(千円)	期末 店舗数 (店)	従業員 数 (人)
	面積(m ²)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)			
(2) その他設備 本社 (兵庫県姫路市)	(10,908) 10,908	-	445,575	23,736	17,325	26,200	13,846	526,684	-	306
三宮事務所 (神戸市中央区)	(-) -	-	2,556	-	2,090	-	-	4,646	-	61
その他 (兵庫県姫路市 他)	(-) 15,338	226,240	15,479	107	0	-	-	241,827	-	-
その他設備計	(10,908) 26,246	226,240	463,612	23,843	19,415	26,200	13,846	773,159	-	367
合計	(1,309,540) 1,346,717	1,828,197	2,619,882	985,557	832,556	225,172	13,846	6,505,214	835	4,267

- (注) 1 面積のうち()内の数字は賃借部分を内書きしております。
2 その他の有形固定資産の内訳は、機械及び装置1,834千円、車両運搬具12,012千円であります。
3 従業員数にはパートタイマー、アルバイトおよび派遣社員の3,656人(平成25年2月の総労働時間を1日8時間換算した人員)を含んでおります。
4 投下資本の金額は、有形固定資産の帳簿価額で記載し、建設仮勘定は含まれておりません。
5 その他設備のその他には従業員の福利厚生施設および閉鎖店舗等が含まれており、土地の内訳は次のとおりであります。

所在地	面積(m ²)	投下資本額(千円)
兵庫県姫路市	14,734	180,495
兵庫県明石市	230	19,568
兵庫県たつの市	200	12,760
その他	174	13,416
合計	15,338	226,240

(注) 兵庫県姫路市の土地の面積には山林が13,583m²(投下資本額540千円)含まれております。

- 6 リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名称	主なリース期間 (年)	月間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	摘要
POSシステム一式および 店内用カメラシステム他	5	18,839	49,499	所有権移転外 ファイナンス・リース
店舗照明用節電器	9	8,756	168,964	所有権移転外 ファイナンス・リース
店舗土地および建物	20	976,435	20,730,107	オペレーティング・ リース

(注) 月間リース料は、平成25年1月21日から平成25年2月20日までの金額を記載しております。

- 7 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

販売エリア拡大のための店舗の新設を計画しており、平成25年2月20日現在におけるその設備計画の概要は次のとおりであります。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの設備の新設、除却等の計画の記載を省略しております。

事業所名	所在地	区分	予算金額 (千円)	既支払額 (千円)	今後の 所要金額 (千円)	着手 年月	完成 予定年月	売場面積 (㎡)	備考
志布志店	鹿児島県志布志市	賃借	8,830	-	8,830	平成 年月 25. 1	平成 年月 25. 2	816	新設
アンディ安城店	愛知県安城市	賃借	9,025	1,492	7,533	24.12	25. 3	963	新設
五泉店	新潟県五泉市	賃借	33,560	5,000	28,560	24.11	25. 4	867	新設
福岡稲築店	福岡県嘉麻市	賃借	36,000	5,000	31,000	24. 9	25. 4	983	新設
熊本川尻店	熊本市南区	賃借	36,000	5,000	31,000	24.10	25. 5	992	新設
葛飾柴又店	東京都葛飾区	賃借	30,000	5,000	25,000	25. 1	25. 6	496	新設
久慈市役所前店	岩手県久慈市	賃借	36,000	-	36,000	24.10	25. 7	826	新設
諫早森山店	長崎県諫早市	賃借	36,000	-	36,000	25. 1	25. 7	992	新設
うるま安慶名店	沖縄県うるま市	賃借	31,000	-	31,000	25. 1	25. 8	826	新設
足立梅島店	東京都足立区	賃借	31,500	5,000	26,500	24.12	25.10	496	新設
合計			287,915	26,492	261,423			8,257	

- (注) 1 着手年月は、賃貸借契約締結月または工事請負契約締結月のいずれか早い方を記載しております。
2 今後の所要資金261,423千円は、自己資金により賄う予定であります。
3 予算金額の内容は、建設協力金、敷金・保証金および設備造作等であります。
4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年2月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	同左	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

第6回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成25年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	870	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	87,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（平成19年5月15日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成25年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	2,574	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	257,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,774 資本組入額 1,387	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権（平成20年5月13日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成25年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	421	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	42,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,335 資本組入額 1,168	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第9回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成25年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	10,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権（平成21年5月19日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成25年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	427	424
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	42,700	42,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,243 資本組入額 1,122	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第11回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成25年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	40	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	4,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第12回新株予約権（平成22年5月18日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成25年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	424	421
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	42,400	42,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,229 資本組入額 1,115	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第13回新株予約権（平成23年5月17日定時株主総会決議分）

	事業年度末現在 (平成25年2月20日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	933	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	93,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株当たり2,159	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月1日～ 平成26年5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,163 資本組入額 1,082	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使条件は、取締役会決議に基づき新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができるものとする。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。
- $$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。
- 3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、払込金額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件
表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年2月21日 ～ 平成20年2月20日(注)	61,800	69,588,856	32,763	2,523,031	32,763	2,321,155

(注) ストックオプションの権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年2月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	19	21	99	117	13	21,170	21,439	
所有株式数 (単元)	-	128,594	2,742	103,857	246,250	32	213,570	695,045	84,356
所有株式数 の割合(%)	-	18.5	0.4	15.0	35.4	0.0	30.7	100.0	

(注) 1 自己株式2,819,675株は、「個人その他」に28,196単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

なお、期末日現在の実質的な所有株式数は、2,819,675株であります。

2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成25年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230,800株を自己株式数に含めて記載しております。

3 上記「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ33単元及び50株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
友好エステート株式会社	兵庫県姫路市元塩町38番地 1	9,628.5	13.84
いちごトラスト (常任代理人：香港上海銀行東京支店)	SECOND FLOOR MIDTOWN PLAZA P.O.BOX 448 GRAND CAYMAN KY1-1106,CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	8,033.4	11.54
ビービーエイチ フォー フィデ リティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サポート フォリオ) (常任代理人：株式会社三菱東京 UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	6,950.0	9.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,111.3	7.35
大村 禎 史	兵庫県姫路市	4,826.9	6.94
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	3,702.2	5.32
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト クライアント オ ムニバス アカунト オーエム ゼロツ (常任代理人：株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	100 KING STREET WEST,SUITE 3500,PO BOX 23 TORONTO,ONTARIO M5X 1A9 CANADA (東京都中央区月島4丁目16-13)	2,500.0	3.59
茂 理 佳 弘	兵庫県姫路市	1,889.8	2.72
モルガンスタンレー アンド カ ンパニー インターナショナル ビーエルシー (常任代理人：モルガン・スタ ンレーMUFJ証券株式会社)	25 CABOT SQUARE,CANARY WHARF,LONDON E14 4QA,U.K. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3)	1,882.8	2.71
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,570.7	2.26
計		46,095.8	66.24

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式2,819.6千株(4.05%)があります。
- 2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230.8千株を取得しております。なお、平成25年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230.8千株を自己株式数に含めて記載しております。
- 3 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------|-----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 5,111.3千株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 3,702.2千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 1,570.7千株 |
- 4 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数3,702.2千株のうち、1,865.8千株は株式会社みずほ銀行がみずほ信託銀行株式会社に委託した退職給付信託の信託財産を資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託したものであり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

- 5 当事業年度において、シティユーワ法律事務所から、平成24年3月1日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成24年2月23日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
いちごアセットマネジメント・ インターナショナル・ピー ティーイー・リミテッド	179094 シンガポール、ハイスト リートセンター #06-08 ノース ブリッジロード 1 内	8,033.4	11.54
いちごアセットマネジメント株 式会社	東京都渋谷区広尾 1 - 1 - 31	0.1	0.00
計		8,033.5	11.54

- 6 当事業年度において、株式会社みずほ銀行から、平成25年1月10日付で大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成24年12月28日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 5 号	1,866.2	2.68
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号	4,979.5	7.16
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目 5 番27号	136.4	0.20
計		6,982.1	10.03

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,819,600	2,308	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,684,900	666,849	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 84,356		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		669,157	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

2 当社所有の自己株式が2,588,800株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が230,800株含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	2,588,800	230,800	2,819,600	4.05
計		2,588,800	230,800	2,819,600	4.05

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

会社法に基づく内容

第6回新株予約権

決議年月日	平成19年5月15日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第7回新株予約権

決議年月日	平成19年5月15日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員285名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回新株予約権

決議年月日	平成20年5月13日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員68名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第9回新株予約権

決議年月日	平成21年5月19日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第10回新株予約権

決議年月日	平成21年5月19日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員93名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第11回新株予約権

決議年月日	平成22年5月18日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第12回新株予約権

決議年月日	平成22年5月18日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員87名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第13回新株予約権

決議年月日	平成23年5月17日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員99名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第14回新株予約権

決議年月日	平成25年5月14日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社取締役であって取締役会で定める者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	150,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定（注）2
新株予約権の行使期間	平成27年6月1日～平成32年5月31日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。</p> <p>ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 合計150,000株を1年間の上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 1株あたりの行使価額（行使時の払込金額、以下において同じ）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

4 提出日現在、新株予約権割当契約を取り交わしておりません。

第15回新株予約権

決議年月日	平成25年5月14日（定時株主総会）
付与対象者の区分および人数	当社従業員であって取締役会で定める者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	900,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定（注）2
新株予約権の行使期間	平成27年6月1日～平成32年5月31日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。</p> <p>ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 合計900,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2 1株あたりの行使価額（行使時の払込金額、以下において同じ）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 組織再編成を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

4 提出日現在、新株予約権割当契約を取り交わしておりません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

1. 当該従業員株式所有制度の概要

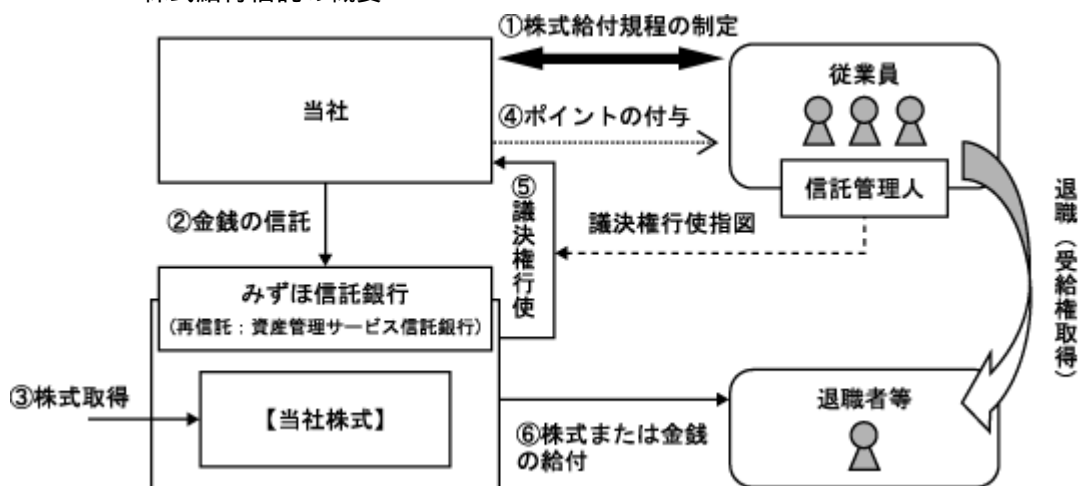
当社は従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者等に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」という）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式等を給付します。退職者等に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

株式給付信託の概要



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続と職階に応じて「ポイント」を付与します。また当社は、ポイントを付与した年度において、付与ポイントに応じて会計上適切に費用処理します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、退職時等に信託銀行から、累積した「ポイント」に相当する当社株式（またはそれに相当する金銭）の給付を受けます。

2. 従業員等に取得させる予定の株式の総数または総額

平成22年11月1日付けで、173,792千円を拠出し、すでに資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が230,800株、173,792千円取得しております。

3. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
勤続年数が5年以上を経過している正社員であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号および第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成24年4月3日)での決議状況 (取得期間平成24年4月4日~平成24年4月20日)	530,000	300,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	419,700	299,954
残存決議株式の総数および価額の総額	110,300	45
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	20.8	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	20.8	0.0

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成25年4月3日)での決議状況 (取得期間平成25年4月4日~平成25年4月22日)	450,000	300,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数および価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	352,600	299,940
提出日現在の未行使割合(%)	21.6	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	177	120
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 「当期間における取得自己株式」欄には、平成25年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式買取による自己株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求)	-	-	-	-
保有自己株式数	2,819,675		3,172,275	

- (注) 1 当期間における「その他(新株予約権の権利行使)」欄には、平成25年5月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数は含めておりません。
- 2 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求)」欄には、平成25年5月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含めておりません。
- 3 当期間における「保有自己株式数」欄には、平成25年5月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数、単元未満株式の買取および買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。
- 4 当事業年度および当期間における保有自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する230,800株が含まれております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題として認識しており、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで、安定した配当や株式分割を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、期末配当金は1株当たり10円とし、中間配当金(9円)と合わせて19円となりました。これにより、配当性向は34.8%となっております。

当事業年度の内部留保資金につきましては、新規出店店舗の設備投資資金に充当し、今後の店舗網の拡充に備える所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議に基づき行うことができる旨を定款で定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成24年9月27日 取締役会決議	603	9
平成25年5月14日 定時株主総会決議	669	10

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月
最高(円)	1,420	1,065	1,117	759	777
最低(円)	658	565	713	529	604

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年 9月	10月	11月	12月	平成25年 1月	2月
最高(円)	672	653	678	706	744	777
最低(円)	615	615	630	656	676	717

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 最近6月間の月別最高・最低株価は、毎月1日から月末までのものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		大村 禎史	昭和30年2月7日生	昭和54年3月 京都大学大学院工学研究科修士課程修了 昭和54年4月 山陽特殊製鋼株式会社入社 昭和60年9月 当社入社 当社取締役 当社専務取締役 平成2年4月 当社専務取締役 平成8年5月 当社代表取締役副社長 平成12年5月 当社代表取締役社長(現任) (他の法人等の代表状況) 友好エステート株式会社 代表取締役社長	(注)3	4,826.9
専務取締役	組織開発室 長兼商品本 部長兼雑貨 商品本部長 兼業務シス テム室長兼 物流本部長	長谷川 壽人	昭和28年11月17日生	昭和52年3月 大阪経済大学経済学部卒業 昭和52年4月 当社入社 平成5年6月 当社総務部長兼株式公開部長 平成7年10月 当社店舗開発設備管理部長 平成8年7月 当社人事総務部長 平成11年3月 当社第四商品部長 平成11年10月 当社人事採用教育部長 平成14年7月 当社経理部長 平成17年5月 当社取締役経理部長 平成18年5月 当社取締役経理IT部長 平成19年1月 当社取締役人事・総務・IT本部長 平成19年9月 当社取締役管理本部長 平成20年9月 当社取締役店舗運営本部長 平成21年8月 当社取締役管理本部長 平成22年5月 当社常務取締役管理本部長 平成22年12月 当社常務取締役組織開発室長兼管理本部長 平成23年8月 当社常務取締役組織開発室長兼管理本部長兼DB統括本部長 平成23年12月 当社常務取締役組織開発室長兼繊維商品開発本部長兼雑貨商品開発本部長兼DB統括本部長 平成24年3月 当社常務取締役組織開発室長兼繊維商品開発本部長兼雑貨商品開発本部長兼DB統括本部長兼業務システム室長 平成25年5月 当社専務取締役組織開発室長兼商品本部長兼雑貨商品本部長兼業務システム室長兼物流本部長(現任)	(注)3	60.0
常務取締役	店舗運営 本部長	廣田 直記	昭和27年2月21日生	昭和50年3月 京都産業大学経営学部卒業 昭和50年4月 当社入社 平成8年4月 当社店舗運営部長 平成11年3月 当社店舗運営本部長兼兵庫地区運営部長 平成11年5月 当社店舗運営本部長兼兵庫地区担当スーパーバイザー 平成14年4月 当社店舗運営本部長 平成14年5月 当社取締役店舗運営本部長 平成18年5月 当社常務取締役店舗運営本部長 平成19年1月 当社常務取締役商品開発本部長 平成21年8月 当社常務取締役店舗運営本部長(現任)	(注)3	30.9

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	店舗開発部長	北中秀穂	昭和34年11月25日生	昭和57年3月 昭和57年4月 平成14年3月 平成19年9月 平成20年9月 平成21年5月	大阪経済大学経済学部卒業 当社入社 当社第1店舗開発設備管理部長 当社商品開発本部第三商品開発部長 当社店舗開発部長 当社取締役店舗開発部長(現任)	(注)3	10.0
取締役	管理本部長 兼予実績管理部長	藤田正義	昭和39年2月7日生	昭和62年3月 昭和62年4月 平成19年3月 平成19年9月 平成21年5月 平成23年2月 平成23年11月 平成24年9月 平成25年3月	甲南大学法学部卒業 当社入社 当社店舗開発・経理本部経理部長 当社管理本部経理部長 当社取締役経理部長 当社取締役予実績管理室長兼経理部長 当社取締役予実績管理室長兼管理本部長兼経理部長 当社取締役管理本部長兼予実績管理部長兼経理部長 当社取締役管理本部長兼予実績管理部長(現任)	(注)3	14.3
取締役	人事部長	松尾光晃	昭和35年12月15日生	昭和58年3月 昭和58年4月 平成20年3月 平成23年2月 平成25年3月 平成25年5月	京都産業大学経済学部卒業 当社入社 当社管理本部人事部長 当社執行役員管理本部人事部長 当社執行役員人事部長兼人事課長 当社取締役人事部長(現任)	(注)3	16.6
取締役		菅尾英文	昭和22年8月31日生	昭和47年3月 昭和51年3月 昭和57年6月 平成6年5月 平成19年6月 平成24年6月	一橋大学法学部卒業 一橋大学社会学部卒業 菅尾英文法律事務所開設(現在に至る) 当社取締役(現任) 沢井製菓株式会社 監査役 同社取締役(現任)	(注)3	21.5
常勤監査役		大橋一喜	昭和15年3月17日生	昭和38年3月 昭和38年4月 平成4年11月 平成6年6月 平成8年6月 平成9年6月 平成12年5月 平成15年8月 平成17年5月 平成19年5月	早稲田大学第一政治経済学部卒業 山陽特殊製鋼株式会社入社 同社関連事業部長 サントク運輸株式会社出向 同社取締役総務部長 同社常務取締役 株式会社サントク人材センター出向 同社代表取締役社長 姫路経営者協会 専務理事 当社契約顧問 当社監査役 当社常勤監査役(現任)	(注)4	14.0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		江畑 恵 司	昭和30年9月11日生	昭和54年3月 昭和54年4月 平成6年8月 平成8年5月 平成11年3月 平成14年5月 平成14年7月 平成17年8月 平成19年1月 平成19年9月 平成20年9月 平成21年5月	神戸商科大学商経学部卒業 当社入社 当社経理部長 当社取締役経理部長 当社取締役管理本部長兼経理部長 当社常務取締役管理本部長兼経理部長 当社常務取締役管理本部長 当社常務取締役管理本部長兼店舗開発担当 当社常務取締役店舗開発・経理本部長 当社常務取締役店舗開発本部長 当社常務取締役管理本部長 当社常勤監査役(現任)	(注)4	36.8
監査役		濱田 聡	昭和27年10月3日生	昭和51年3月 昭和51年4月 昭和56年9月 昭和59年9月 平成6年5月 平成17年6月	一橋大学商学部卒業 監査法人中央会計事務所入社 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 公認会計士濱田聡経営会計事務所開設(現在に至る) 当社監査役(現任) WDB株式会社監査役就任(現任)	(注)5	-
計							5,031.2

- (注) 1 取締役 菅尾英文は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 常勤監査役 大橋一喜および監査役 濱田聡は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成25年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 常勤監査役 大橋一喜、江畑恵司の任期は、平成25年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 濱田聡の任期は、平成23年2月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社では、経営環境の変化に的確に対応し、各部門の迅速な業務執行と強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、商品本部繊維商品本部長 藤崎和夫、商品本部繊維商品本部副本部長兼第4商品部長兼輸入業務部長 重松守、総務部長 三浦俊生で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の健全化、迅速化および透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の1つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

取締役会は7名で構成されておりますが、経営の透明性、公正性をさらに高めるために、そのうち1名を社外取締役としております。社外取締役は弁護士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。また、効率的かつ迅速な意思決定を行うため、月1回の取締役会以外に社長が必要と判断したときに、適切なメンバーを招集し会議を開催するなど、変化の激しい経営環境に対応する体制をとっております。

当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役機能強化のため監査役会を構成している3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。

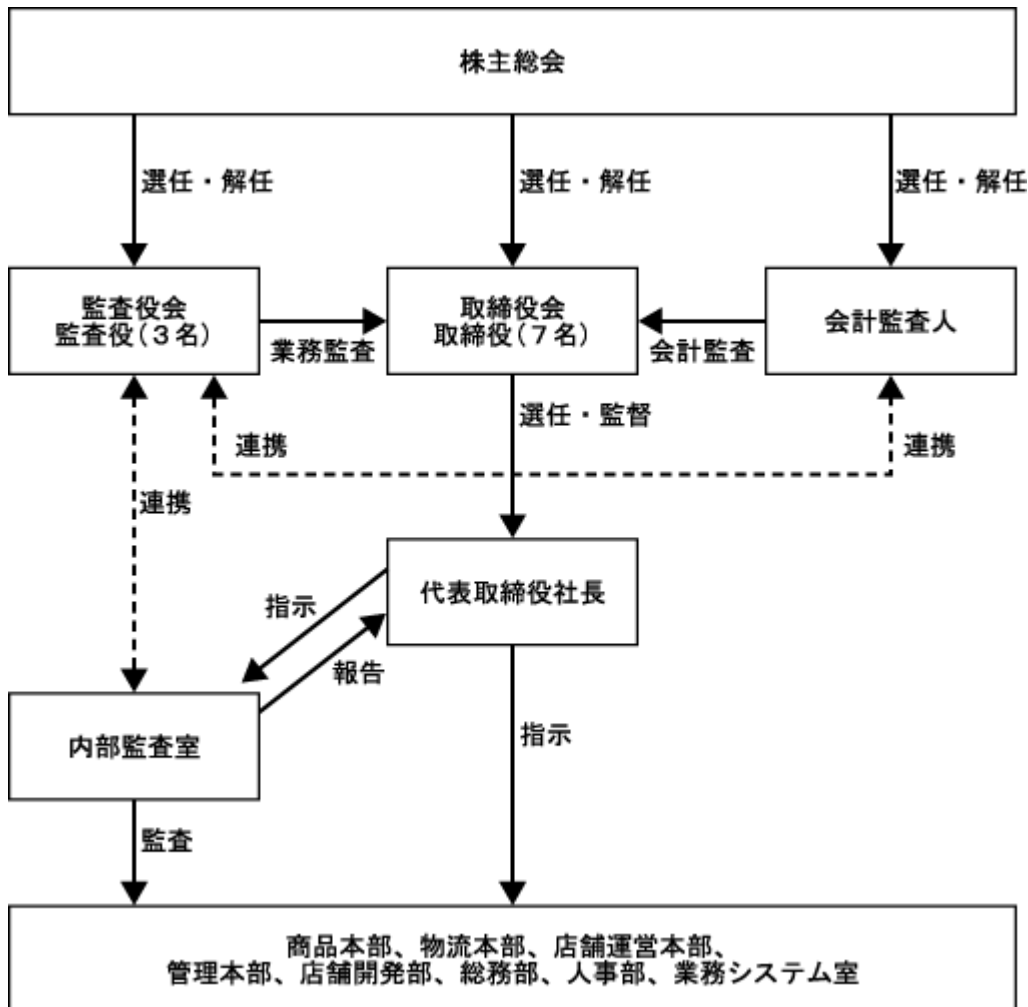
当社は財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会およびタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は月1回開かれ、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役および内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

当社は企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたりスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範および各部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用する理由としましては、当社は、監査役会設置会社として、上述の体制をとることにより、十分なコーポレート・ガバナンスが達成できると考えております。

当社の統治体制を図で示すと以下のようになります。



内部統制システムの整備の状況

(イ) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

個人情報保護規程および内部情報管理規程等コンプライアンス体制に関連する各規程を役職員が法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、その徹底を図るため、コンプライアンスの取り組みの方向性などについて取締役会で決定します。内部監査室は取締役会の決定に基づいて、コンプライアンスの状況を監査します。また、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報の窓口を設置・運営します。

(ロ) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存・管理します。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(八) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクについては、組織横断的なリスク状況の監視および全社的対応の方向性を取締役会で決定します。その結果を踏まえ、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。なお、新たに生じたリスクへの対応については、必要に応じて、社長が対応責任者となる取締役を定めます。また、内部監査室は各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。

(二) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を企業理念や中期経営計画として定めます。各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の目標数値、課題および具体的施策を決定し、会社の意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を提案します。取締役会はITを活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

(ホ) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現時点では企業集団を形成しておらず、該当事項はありません。

(ヘ) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができます。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとします。

(ト) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制・その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項および当社に重大な影響を及ぼす事項に加え、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容についても必要に応じて報告する体制を整備します。

(チ) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めるとします。

内部監査および監査役監査

社長直轄の独立部署として内部監査室を設置しており、2名で構成されております。内部監査室は、当社の業務が諸法規、経営方針、諸規程、業務マニュアル等の規則に準拠して実施されているかを監査するとともに、財産の実態を監査し、経営の合理化および業務の適正な遂行を図るための指摘、改善等についての意見を社長に提出し、あわせて関係部門に必要な措置を要請することによって、経営効率の向上と社内管理体制の確立および当社の財産の保全を図っております。また、社長に報告された内容は、監査調書で内部統制委員長にも提出され、内部統制委員長との情報の共有を図っております。これらの監査における内部統制委員長への伝達事項は、内部監査室と監査役のミーティングでも報告され、緊密な相互連携を確保しています。なお、内部監査規程において、監査役および会計監査人との協調協力を図り、監査業務を円滑に効果的に行うことを定めております。

監査役会は社内監査役1名、社外監査役2名で構成されております。社内監査役である江畑恵司氏は当社において長年経理部門を担当した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めるとしてあります。

また、監査役と会計監査人は、通常の会計監査の過程において意見交換・問題点の情報共有を図っております。具体的には、年間の監査計画策定時、および内部監査室が同席する監査報告会において、定期的に協議の場をもっております。その他、実査・立会など監査人の監査手続実施時に同席するなどして、監査人と情報交換をしています。

内部監査室と監査役は月次で定例ミーティングを開催し情報の共有を図ることで、計画的な内部監査を実施し、内部統制を有効なものにしてあります。

社外取締役および社外監査役

当社は社外取締役を1名、社外監査役を2名おいておりますが、当社との間には特別の利害関係はありません。また、すべての社外取締役および社外監査役が役員等として関与する他の会社等と、当社との間に特記すべき人間関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役の菅尾英文氏は弁護士であり、弁護士としての豊富な経験と見識により社外取締役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。また、同氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定める独立役員として指定し、両取引所に届け出てあります。

大橋一喜氏は、直接会社の経営に関与した経営者経験から、豊富な経験と知識を反映することで社外監査役としての職務を適切に遂行可能と判断し選任しております。

濱田聡氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行可能であると判断し選任しております。

また、当社は社外取締役および社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針は特に設けていませんが、選任にあたっては独立性と財務、会計、法務等の専門性を重視しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	164,835	138,900	35	-	25,900	6
監査役 (社外監査役を除く。)	7,500	7,200	-	-	300	1
社外役員	22,450	22,050	-	-	400	4

- (注) 1 退職慰労金の内容は、当事業年度に引当てた役員退職慰労引当金の繰入額であります。
2 金額等には平成24年2月期に係る定時株主総会で退任した社外役員1名を含んでおります。
3 金額等には平成25年2月期に係る定時株主総会で退任した取締役1名を含んでおります。

□ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役に対する報酬限度額は、平成8年5月20日の定時株主総会決議により年額200,000千円以内、その他ストックオプション報酬額として平成19年5月15日の定時株主総会決議により年額68,520千円以内（うち社外取締役2,500千円以内）、監査役に対する報酬限度額は、平成17年5月17日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内となっております。各人への配分は、その資格に基づき取締役については取締役会に、監査役については監査役会に諮ってこれを決定しております。また、取締役については社長に一任して決定することもあります。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 7銘柄
貸借対照表計上額の合計額 390,590千円

□ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
ハリマ共和物産(株)	195,300	164,442	取引関係の強化のため
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,000,000	128,000	主要な取引銀行のため
(株)コメリ	1,232	2,886	業界動向等の情報収集のため
イオン(株)	2,000	2,104	業界動向等の情報収集のため
(株)T & Dホールディングス	1,600	1,460	取引関係の強化のため
第一生命保険(株)	13	1,316	取引関係の強化のため
(株)しまむら	100	832	業界動向等の情報収集のため

(注) 上記のうち上位2銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,000,000	205,000	主要な取引銀行のため
ハリマ共和物産(株)	195,300	175,770	取引関係の強化のため
(株)コメリ	1,232	3,145	業界動向等の情報収集のため
イオン(株)	2,000	2,130	業界動向等の情報収集のため
(株)T & Dホールディングス	1,600	1,870	取引関係の強化のため
第一生命保険(株)	13	1,744	取引関係の強化のため
(株)しまむら	100	930	業界動向等の情報収集のため

(注) 上記のうち上位2銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は片岡茂彦氏、中田明氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、指定有限責任社員・業務執行社員であります。継続監査年数につきましては2名ともに7年以内であります。

当期の監査業務に係る補助者の構成は公認会計士4名、その他7名であります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得について、財務政策等の経営施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

取締役会の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定により、特別決議については議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
40,000	13,300	40,000	6,800

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準(IFRS)に関するアドバイザー業務等であります。

(当事業年度)

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外進出に関するアドバイザー業務であります。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等より提示された監査計画および監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等と協議した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年2月21日から平成25年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入する他、会計専門誌の定期購読、各種セミナーへの参加をしております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,068,649	23,883,693
売掛金	856,564	1,025,117
商品	19,020,612	18,856,318
未着商品	611,073	441,367
前払費用	360,179	333,815
繰延税金資産	388,317	440,402
1年内回収予定の建設協力金	1,205,473	1,206,434
預け金	1,442,954	2,148,381
その他	227,703	294,185
流動資産合計	44,181,527	48,629,718
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,056,993	6,397,633
減価償却累計額	3,587,920	3,777,751
建物(純額)	2,469,072	2,619,882
構築物	2,665,500	2,762,056
減価償却累計額	1,645,402	1,776,498
構築物(純額)	1,020,098	985,557
機械及び装置	11,611	11,611
減価償却累計額	9,020	9,776
機械及び装置(純額)	2,590	1,834
車両運搬具	17,979	14,538
減価償却累計額	17,799	2,525
車両運搬具(純額)	179	12,012
什器備品	5,146,420	5,344,756
減価償却累計額	4,181,445	4,512,200
什器備品(純額)	964,974	832,556
土地	1,620,041	1,828,197
リース資産	500,153	517,783
減価償却累計額	189,765	292,610
リース資産(純額)	310,388	225,172
建設仮勘定	92,170	8,973
有形固定資産合計	6,479,516	6,514,188
無形固定資産		
ソフトウェア	41,655	78,769
リース資産	324,609	276,863
電話加入権	64,718	64,718
その他	-	2,310
無形固定資産合計	430,982	422,661

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
投資その他の資産		
投資有価証券	301,042	390,590
出資金	325	325
長期前払費用	1,431,831	1,407,713
繰延税金資産	445,252	415,968
建設協力金	10,719,748	9,819,644
敷金及び保証金	3,343,181	3,464,680
その他	47,500	41,492
投資その他の資産合計	16,288,882	15,540,415
固定資産合計	23,199,381	22,477,265
資産合計	67,380,908	71,106,983
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,614,897	1,442,839
買掛金	1, 2 9,950,194	1, 2 10,097,729
リース債務	220,862	243,493
未払金	1, 2 2,759,353	1, 2 2,872,962
未払費用	56,040	57,892
未払法人税等	978,157	2,069,036
未払消費税等	20,603	343,360
預り金	132,418	143,824
賞与引当金	542,963	549,055
設備関係支払手形	365,603	461,502
その他	13,610	12,481
流動負債合計	16,654,704	18,294,178
固定負債		
リース債務	463,734	301,579
退職給付引当金	373,325	418,109
役員退職慰労引当金	250,400	277,000
資産除去債務	787,494	828,947
その他	18,369	10,369
固定負債合計	1,893,324	1,836,005
負債合計	18,548,028	20,130,183

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,523,031	2,523,031
資本剰余金		
資本準備金	2,321,155	2,321,155
その他資本剰余金	350	350
資本剰余金合計	2,321,506	2,321,506
利益剰余金		
利益準備金	132,216	132,216
その他利益剰余金		
圧縮積立金	-	54,605
特別償却準備金	-	8,969
別途積立金	42,818,000	43,839,000
繰越利益剰余金	2,977,140	4,267,895
利益剰余金合計	45,927,356	48,302,686
自己株式	2,172,683	2,472,758
株主資本合計	48,599,210	50,674,465
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,479	52,368
繰延ヘッジ損益	12,305	22,716
評価・換算差額等合計	6,825	75,084
新株予約権	226,842	227,249
純資産合計	48,832,879	50,976,799
負債純資産合計	67,380,908	71,106,983

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
売上高	119,814,360	122,546,332
売上原価		
商品期首たな卸高	17,552,343	19,631,685
当期商品仕入高	79,370,867	76,343,377
合計	96,923,210	95,975,062
商品期末たな卸高	19,631,685	19,297,686
商標権使用料	296,485	345,834
他勘定振替高	¹ 69,654	-
売上原価合計	² 77,518,356	² 77,023,210
売上総利益	42,296,003	45,523,121
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	3,789,984	3,668,310
運送費	2,450,641	2,555,231
役員報酬	175,500	168,150
従業員給料	8,188,720	8,619,600
従業員賞与	527,166	542,024
賞与引当金繰入額	542,963	549,055
役員退職慰労引当金繰入額	30,900	26,600
地代家賃	12,495,447	13,054,578
水道光熱費	2,068,656	2,242,563
減価償却費	1,006,235	976,675
アウトソーシング費用	1,487,211	1,572,390
その他	6,657,411	7,021,779
配送料負担受入額	³ 1,866,096	³ 1,817,717
販売費及び一般管理費合計	37,554,743	39,179,244
営業利益	4,741,260	6,343,876
営業外収益		
受取利息	138,232	130,501
受取配当金	13,059	10,286
受取保険金	4,263	1,875
期日前決済割引料	⁴ 83,472	⁴ 82,756
雑収入	43,863	38,497
営業外収益合計	282,892	263,917
営業外費用		
支払利息	14,632	12,103
支払手数料	1,088	1,084
雑損失	67	654
営業外費用合計	15,787	13,843
経常利益	5,008,364	6,593,951

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
特別利益		
収用補償金	-	116,058
特別利益合計	-	116,058
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	409,088	-
災害損失	5 136,277	-
減損損失	6 26,046	6 41,798
店舗閉鎖損失	7 24,470	-
固定資産除却損	8 8,207	-
リース解約損	1,854	-
特別損失合計	605,945	41,798
税引前当期純利益	4,402,419	6,668,212
法人税、住民税及び事業税	2,202,000	3,080,000
法人税等調整額	90,143	59,931
法人税等合計	2,111,856	3,020,068
当期純利益	2,290,562	3,648,143

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,523,031	2,523,031
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,523,031	2,523,031
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,321,155	2,321,155
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,321,155	2,321,155
その他資本剰余金		
当期首残高	363	350
当期変動額		
自己株式の処分	13	-
当期変動額合計	13	-
当期末残高	350	350
資本剰余金合計		
当期首残高	2,321,519	2,321,506
当期変動額		
自己株式の処分	13	-
当期変動額合計	13	-
当期末残高	2,321,506	2,321,506
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	132,216	132,216
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	132,216	132,216
その他利益剰余金		
圧縮積立金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
圧縮積立金の積立	-	55,055
圧縮積立金の取崩	-	450
当期変動額合計	-	54,605
当期末残高	-	54,605
特別償却準備金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
特別償却準備金の積立	-	8,969
当期変動額合計	-	8,969
当期末残高	-	8,969

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
別途積立金		
当期首残高	39,417,000	42,818,000
当期変動額		
別途積立金の積立	3,401,000	1,021,000
当期変動額合計	3,401,000	1,021,000
当期末残高	42,818,000	43,839,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,368,358	2,977,140
当期変動額		
剰余金の配当	1,280,780	1,272,814
当期純利益	2,290,562	3,648,143
圧縮積立金の積立	-	55,055
圧縮積立金の取崩	-	450
特別償却準備金の積立	-	8,969
別途積立金の積立	3,401,000	1,021,000
当期変動額合計	2,391,218	1,290,755
当期末残高	2,977,140	4,267,895
利益剰余金合計		
当期首残高	44,917,574	45,927,356
当期変動額		
剰余金の配当	1,280,780	1,272,814
当期純利益	2,290,562	3,648,143
圧縮積立金の積立	-	-
圧縮積立金の取崩	-	-
特別償却準備金の積立	-	-
別途積立金の積立	-	-
当期変動額合計	1,009,781	2,375,329
当期末残高	45,927,356	48,302,686
自己株式		
当期首残高	1,872,801	2,172,683
当期変動額		
自己株式の取得	299,929	300,074
自己株式の処分	47	-
当期変動額合計	299,882	300,074
当期末残高	2,172,683	2,472,758
株主資本合計		
当期首残高	47,889,324	48,599,210
当期変動額		
剰余金の配当	1,280,780	1,272,814
当期純利益	2,290,562	3,648,143
自己株式の取得	299,929	300,074
自己株式の処分	33	-
当期変動額合計	709,886	2,075,254
当期末残高	48,599,210	50,674,465

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	17,346	5,479
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	22,825	57,847
当期変動額合計	22,825	57,847
当期末残高	5,479	52,368
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	2,970	12,305
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,334	10,411
当期変動額合計	9,334	10,411
当期末残高	12,305	22,716
評価・換算差額等合計		
当期首残高	20,316	6,825
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,490	68,258
当期変動額合計	13,490	68,258
当期末残高	6,825	75,084
新株予約権		
当期首残高	226,191	226,842
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	651	407
当期変動額合計	651	407
当期末残高	226,842	227,249
純資産合計		
当期首残高	48,135,832	48,832,879
当期変動額		
剰余金の配当	1,280,780	1,272,814
当期純利益	2,290,562	3,648,143
自己株式の取得	299,929	300,074
自己株式の処分	33	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,839	68,665
当期変動額合計	697,046	2,143,920
当期末残高	48,832,879	50,976,799

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	4,402,419	6,668,212
減価償却費	1,006,235	980,273
減損損失	26,046	41,798
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	409,088	-
災害損失	136,277	-
賞与引当金の増減額（ は減少）	27,152	6,091
退職給付引当金の増減額（ は減少）	33,694	44,783
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	30,900	26,600
受取利息及び受取配当金	151,292	140,788
支払利息	14,632	12,103
店舗閉鎖損失	13,408	-
売上債権の増減額（ は増加）	34,425	168,553
たな卸資産の増減額（ は増加）	2,139,036	333,998
仕入債務の増減額（ は減少）	218,216	24,524
その他	46,312	491,135
小計	3,510,571	8,271,130
利息及び配当金の受取額	13,070	10,294
災害損失の支払額	72,355	-
利息の支払額	14,632	12,103
法人税等の支払額	2,965,429	2,004,547
営業活動によるキャッシュ・フロー	471,224	6,264,773
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,314,284	817,302
建設協力金及び敷金・保証金の差入による支出	624,319	384,049
建設協力金及び敷金・保証金の回収による収入	1,209,982	1,263,384
投資活動によるキャッシュ・フロー	728,620	62,033
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	216,044	233,447
配当金の支払額	1,280,780	1,272,814
自己株式の取得による支出	299,929	300,074
自己株式の処分による収入	33	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,796,720	1,806,336
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,054,116	4,520,470
現金及び現金同等物の期首残高	23,565,720	21,511,604
現金及び現金同等物の期末残高	21,511,604	26,032,074

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

…移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準および評価方法

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～39年
構築物	10年～20年
什器備品	3年～15年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度については、該当が無いため計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建輸入取引

(3) ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【未適用の会計基準等】

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(2) 適用予定日

平成28年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 ファクタリング期日前決済

仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。

当該期日前決済については、財務諸表において以下の金額を当事業年度末残高から控除して表示しております。

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
買掛金	14,846,209千円	15,234,388千円
未払金	1,874,443千円	2,009,155千円

2 偶発債務

仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、遡及義務を負っている金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
期日前決済額の内、 遡及義務を負っているもの	7,646,689千円	12,732,109千円

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高の内容

(前事業年度)

東日本大震災により廃棄処分した商品および救援物資として被災地に寄付した商品の特別損失への振替であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
売上原価	1,958,512千円	1,458,395千円

3 配送料負担受入額の内容

当社向け取引先の共同出荷センターから各店舗への配送費用等を仕入先から受入れているものであります。

4 期日前決済割引料の内容

ファクタリング支払期日の決済により、ファクタリング会社から受けとった割引料であります。

5 災害損失の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
店舗復旧費用	62,038千円	千円
固定資産およびたな卸資産の滅失損失	56,557千円	千円
義援金および救援物資	16,961千円	千円
その他	720千円	千円
計	136,277千円	千円

6 減損損失の内訳

前事業年度(自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)

当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類および金額	
事業用資産(店舗)	千葉県他 1都6県 9店舗	建物	9,654千円
		構築物	11,459千円
		什器備品	1,133千円
		リース資産	3,798千円
		合計	26,046千円

当事業年度(自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)

当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種類および金額	
事業用資産(店舗)	大阪府他 1府9県 14店舗	建物	13,745千円
		構築物	20,086千円
		什器備品	6,145千円
		リース資産	1,820千円
		合計	41,798千円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグループ化しております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

7 店舗閉鎖損失の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
固定資産除却損	13,408千円	千円
賃貸借契約の解約等による損失	11,061千円	千円
計	24,470千円	千円

8 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
建物	70千円	千円
什器備品	652千円	千円
リース資産	6,433千円	千円
設備撤去費用	1,051千円	千円
計	8,207千円	千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年2月21日至平成24年2月20日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	1,980,950	418,900	52	2,399,798

(注)1 増加株式数および減少株式数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 418,900株

単元未満株式の売却による減少 52株

2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成24年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230,800株を自己株式数に含めて記載しております。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第6回新株予約権(注)					53,505	
	第7回新株予約権(注)					158,301	
	第8回新株予約権(注)					7,515	
	第9回新株予約権(注)					840	
	第10回新株予約権(注)					3,637	
	第11回新株予約権(注)					246	
	第12回新株予約権(注)					2,629	
	第13回新株予約権(注)					169	
合計						226,842	

(注)ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年5月17日 定時株主総会	普通株式	678,387千円	10円00銭	平成23年2月20日	平成23年5月18日
平成23年9月28日 取締役会	普通株式	606,778千円	9円00銭	平成23年8月20日	平成23年11月1日

(注)配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	674,198千円	10円00銭	平成24年2月20日	平成24年5月16日

(注)配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

当事業年度(自平成24年2月21日至平成25年2月20日)

1.発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	69,588,856			69,588,856
自己株式				
普通株式(注)	2,399,798	419,877		2,819,675

(注)1 増加株式数および減少株式数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 419,700株

単元未満株式の買取りによる増加 177株

2 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成25年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230,800株を自己株式数に含めて記載しております。

2.新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第6回新株予約権(注)					53,505	
	第7回新株予約権(注)					158,301	
	第8回新株予約権(注)					7,409	
	第9回新株予約権(注)					840	
	第10回新株予約権(注)					3,561	
	第11回新株予約権(注)					281	
	第12回新株予約権(注)					2,959	
	第13回新株予約権(注)					391	
合計						227,249	

(注)ストック・オプションとしての新株予約権であります。ストック・オプションの内容および規模については、「ストック・オプション等関係」に記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 定時株主総会	普通株式	674,198千円	10円00銭	平成24年2月20日	平成24年5月16日
平成24年9月27日 取締役会	普通株式	603,000千円	9円00銭	平成24年8月20日	平成24年11月1日

(注)配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	669,999千円	10円00銭	平成25年2月20日	平成25年5月15日

(注)配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年2月21日 至 平成24年2月20日)	当事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)
現金及び預金勘定	20,068,649千円	23,883,693千円
預け金勘定	1,442,954千円	2,148,381千円
現金及び現金同等物	21,511,604千円	26,032,074千円

2 重要な非資金取引の内容

(前事業年度)

当事業年度に新たに計上した重要な資産除去債務の額は791,510千円であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 リース取引開始日が平成21年2月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額
(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月20日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
什器備品	1,477,498	1,098,975	7,403	371,119
ソフトウェア	459,680	368,287	-	91,392
計	1,937,178	1,467,262	7,403	462,512

(単位：千円)

	当事業年度 (平成25年2月20日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
什器備品	1,145,755	954,422	5,590	185,741
ソフトウェア	83,641	75,569		8,072
計	1,229,396	1,029,992	5,590	193,813

未経過リース料期末残高相当額およびリース資産減損勘定期末残高

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	277,452	148,169
1年超	213,271	64,997
計	490,724	213,166
リース資産減損勘定期末残高	7,403	5,590

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額および減損損失

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年2月21日 至平成24年2月20日)	当事業年度 (自平成24年2月21日 至平成25年2月20日)
支払リース料	366,901	289,727
リース資産減損勘定の取崩額	2,072	3,633
減価償却費相当額	343,196	270,472
支払利息相当額	10,027	6,173
減損損失	3,798	1,820

減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、店舗におけるレジ等の電子機器類であります。

・無形固定資産

主として、本部における業務支援システムのソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
1年内	7,537,721	7,607,238
1年超	14,530,891	13,122,868
計	22,068,613	20,730,107

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しております。

デリバティブについては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金および預け金は取引先の信用リスクに晒されています。売掛金の内容は主にクレジットカード売上に係るものであり、また、預け金の内容は、店舗売上金の日々の一時的な預入金であり、1週間以内に取引先から本社口座に入金される形式となっております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金、敷金及び保証金は、主に出店に係る賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金並びに未払金はそのほとんどが4か月以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引の内容は為替予約取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金および預け金については、定期的取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

投資有価証券は、そのすべてが上場株式であり、定期的な時価の把握を行っております。

建設協力金、敷金及び保証金についても、定期的な差入先の財務状況等の信用調査を行うことにより回収懸念の早期把握を行っております。

デリバティブ取引に係る意思決定は、「外国為替管理規程」に従い、「為替委員会」にて行われます。為替委員会は、外国為替において発生する為替リスクについて、そのリスクの回避方針、手段等の意思決定機関として設置されており、月1回の定期委員会の開催を同規程で定めております。また、同規程を受けた「外国為替取扱マニュアル」に従い経理部が為替予約に関する業務を行い、月ごとの委員会で為替予約の状況報告をすることとなっております。なお、デリバティブ取引の契約先は、当社と取引のある信用度の高い国内の銀行であるため、取引先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年2月20日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	20,068,649	20,068,649	
(2) 売掛金	856,564	856,564	
(3) 預け金	1,442,954	1,442,954	
(4) 投資有価証券	301,042	301,042	
(5) 建設協力金(1)	11,925,221	12,497,972	572,750
(6) 敷金及び保証金	3,343,181	3,000,890	342,291
資産計	37,937,615	38,168,074	230,459
(1) 支払手形	1,614,897	1,614,897	
(2) 買掛金	9,950,194	9,950,194	
(3) 未払金	2,759,353	2,759,353	
(4) 未払法人税等	978,157	978,157	
(5) リース債務(2)	684,597	678,922	5,674
負債計	15,987,199	15,981,525	5,674
デリバティブ取引(3)	20,680	20,680	

(1) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。

(2) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度(平成25年2月20日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	23,883,693	23,883,693	
(2) 売掛金	1,025,117	1,025,117	
(3) 預け金	2,148,381	2,148,381	
(4) 投資有価証券	390,590	390,590	
(5) 建設協力金(1)	11,026,079	11,708,009	681,930
(6) 敷金及び保証金	3,464,680	3,178,070	286,610
資産計	41,938,543	42,333,863	395,320
(1) 支払手形	1,442,839	1,442,839	
(2) 買掛金	10,097,729	10,097,729	
(3) 未払金	2,872,962	2,872,962	
(4) 未払法人税等	2,069,036	2,069,036	
(5) リース債務(2)	545,072	541,133	3,938
負債計	17,027,640	17,023,701	3,938
デリバティブ取引(3)	36,521	36,521	

- (1) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。
- (2) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。
- (3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金および(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 建設協力金および(6) 敷金及び保証金

これらは、契約ごとの将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金および(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年2月20日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	20,068,649			
売掛金	856,564			
預け金	1,442,954			
建設協力金	1,205,473	4,714,289	4,032,969	1,972,489
敷金及び保証金	364,915	248,606	831,211	1,898,449
合計	23,938,557	4,962,895	4,864,180	3,870,938

当事業年度(平成25年2月20日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	23,883,693			
売掛金	1,025,117			
預け金	2,148,381			
建設協力金	1,206,434	4,306,918	3,803,105	1,709,621
敷金及び保証金	349,757	372,228	1,001,496	1,741,197
合計	28,613,384	4,679,147	4,804,602	3,450,818

3 リース債務の決算日後の返済予定額

附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(平成24年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	170,265	148,545	21,720
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	130,777	160,980	30,202
合計		301,042	309,525	8,482

当事業年度(平成25年2月20日)

区分	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	386,975	305,545	81,430
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,615	3,980	365
合計		390,590	309,525	81,065

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(自 平成23年2月21日 至 平成24年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	719,199千円		20,680千円
合計			719,199千円		20,680千円

(注) 時価の算定方法 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	623,634千円		36,521千円
合計			623,634千円		36,521千円

(注) 時価の算定方法 取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

(退職一時金制度)

1 採用している退職給付制度の概要

退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
退職給付債務(千円)	359,840	357,949
退職給付引当金(千円)	359,020	391,564
未認識数理計算上の差異(千円)	819	33,614

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年2月21日 至 平成24年2月20日)	当事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)
勤務費用(千円)	30,981	32,537
利息費用(千円)	6,715	7,196
数理計算上の差異の処理額(千円)	4,024	819
退職給付費用(千円)	41,721	40,553

4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

割引率

前事業年度 (自 平成23年2月21日 至 平成24年2月20日)	当事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)
2.0%	2.0%

退職給付見込額の期間配分方法

勤務期間を基準とする方法

数理計算上の差異の処理年数

1年

(株式給付制度)

1 採用している退職給付制度の概要

株式給付規程に基づく、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式またはそれに相当する金銭を給付する株式給付制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
退職給付債務(千円)	14,304	26,544
退職給付引当金(千円)	14,304	26,544

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年2月21日 至 平成24年2月20日)	当事業年度 (自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)
株式給付規程に基づく期末勤務ポイントの積立(千円)	6,467	12,397
退職給付費用(千円)	6,467	12,397

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額および科目名

	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
販売費及び一般管理費「その他」(株式報酬費用)	651千円	407千円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成19年 5月15日 (株主総会承認日)	平成19年 5月15日 (株主総会承認日)	平成20年 5月13日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役 6名	当社従業員285名	当社従業員68名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 87,000	普通株式 275,000	普通株式 43,900
付与日	平成19年 7月 2日	平成19年 7月 2日	平成20年 6月 9日
権利確定条件	付与日(平成19年 7月 2日)以降、権利確定日(平成21年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成19年 7月 2日)以降、権利確定日(平成21年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成20年 6月 9日)以降、権利確定日(平成22年 5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成19年 7月 2日から 平成21年 5月31日まで	平成19年 7月 2日から 平成21年 5月31日まで	平成20年 6月 9日から 平成22年 5月31日まで
権利行使期間	平成21年 6月 1日から 平成26年 5月31日まで	平成21年 6月 1日から 平成26年 5月31日まで	平成22年 6月 1日から 平成26年 5月31日まで

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	平成21年5月19日 (株主総会承認日)	平成21年5月19日 (株主総会承認日)	平成22年5月18日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社取締役2名	当社従業員93名	当社取締役2名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 10,000	普通株式 44,500	普通株式 4,000
付与日	平成21年7月24日	平成21年7月24日	平成22年6月7日
権利確定条件	付与日(平成21年7月24日)以降、権利確定日(平成23年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成21年7月24日)以降、権利確定日(平成23年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成22年6月7日)以降、権利確定日(平成24年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成21年7月24日から 平成23年5月31日まで	平成21年7月24日から 平成23年5月31日まで	平成22年6月7日から 平成24年5月31日まで
権利行使期間	平成23年6月1日から 平成26年5月31日まで	平成23年6月1日から 平成26年5月31日まで	平成24年6月1日から 平成26年5月31日まで

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	平成22年5月18日 (株主総会承認日)	平成23年5月17日 (株主総会承認日)
付与対象者の区分および人数	当社従業員87名	当社従業員99名
株式の種類およびストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 43,600	普通株式 94,800
付与日	平成22年6月7日	平成23年6月6日
権利確定条件	付与日(平成22年6月7日)以降、権利確定日(平成24年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。	付与日(平成23年6月6日)以降、権利確定日(平成25年5月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	平成22年6月7日から 平成24年5月31日まで	平成23年6月6日から 平成25年5月31日まで
権利行使期間	平成24年6月1日から 平成26年5月31日まで	平成25年6月1日から 平成26年5月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	87,000	257,400	42,700
権利確定			
権利行使			
失効			600
未行使残	87,000	257,400	42,100

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			4,000
付与			
失効			
権利確定			4,000
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	10,000	43,300	
権利確定			4,000
権利行使			
失効		900	
未行使残	10,000	42,400	4,000

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	42,700	93,900
付与		
失効		600
権利確定	42,700	
未確定残		93,300
権利確定後 (株)		
前事業年度末		
権利確定	42,700	
権利行使		
失効	600	
未行使残	42,100	

単価情報

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,159	2,159	2,159
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	615	615	176

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,159	2,159	2,159
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	84	84	70

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,159	2,159
行使時平均株価 (円)		
付与日における公正な評価単価 (円)	70	4

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
繰延税金資産		
賞与引当金	219,900千円	207,543千円
未払事業税	80,256千円	151,914千円
その他	96,535千円	94,750千円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ利益	8,375千円	13,805千円
繰延税金資産の純額	388,317千円	440,402千円

(2) 固定資産

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
繰延税金資産		
資産除去債務	278,773千円	293,447千円
退職給付引当金	132,935千円	148,502千円
役員退職慰労引当金	88,641千円	98,058千円
減価償却累計額	100,473千円	94,509千円
減損損失累計額	62,610千円	68,621千円
その他有価証券評価差額金	3,002千円	千円
その他	133千円	257千円
繰延税金負債		
建設協力金・保証金	108,955千円	117,000千円
資産除去債務に対応する除去費用	112,363千円	106,219千円
圧縮積立金	千円	30,370千円
その他有価証券評価差額金	千円	28,697千円
特別償却準備金	千円	5,139千円
繰延税金資産の純額	445,252千円	415,968千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

	前事業年度 (平成24年2月20日)	当事業年度 (平成25年2月20日)
法定実効税率	40.5%	40.5%
(調整)		
住民税均等割	6.3%	4.3%
税率変更による期末繰延税金資産(純額)の減額修正	1.3%	0.5%
その他	0.1%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.0%	45.3%

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

(前事業年度)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成25年2月21日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成25年2月20日まで	40.5%
平成25年2月21日から平成28年2月20日まで	37.8%
平成28年2月21日以降	35.4%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が55,390千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が54,957千円増加し、その他有価証券評価差額金が432千円減少しております。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗および事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間等によって取得から2～50年と見積もり、割引率は0.2～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年2月21日 至 平成24年2月20日)	(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)
期首残高(注)	732,430千円	787,494千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	44,914千円	33,787千円
時の経過による調整額	14,165千円	14,788千円
資産除去債務の履行による減少額	4,016千円	7,122千円
期末残高	787,494千円	828,947千円

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年2月21日 至 平成24年2月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年2月21日 至 平成25年2月20日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
1株当たり純資産額	723.42円	760.07円
1株当たり当期純利益	34.06円	54.59円

- (注) 1 希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載していません。
2 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式を含めております。
3 算定上の基礎

1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成24年 2月20日)	当事業年度 (平成25年 2月20日)
貸借対照表の純資産の部の合計額	48,832,879千円	50,976,799千円
普通株式に係る純資産額	48,606,036千円	50,749,550千円
差額の主な内訳		
新株予約権	226,842千円	227,249千円
普通株式の発行済株式数	69,588,856株	69,588,856株
普通株式の自己株式数	2,399,798株	2,819,675株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	67,189,058株	66,769,181株

1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成23年 2月21日 至 平成24年 2月20日)	当事業年度 (自 平成24年 2月21日 至 平成25年 2月20日)
損益計算書上の当期純利益	2,290,562千円	3,648,143千円
普通株式に係る当期純利益	2,290,562千円	3,648,143千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式の期中平均株式数	67,253,488株	66,833,842株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (586,100株)	潜在株式の種類 (新株予約権) 潜在株式の数 (581,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

資産総額の100分の1以下でありますので、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,056,993	435,682	95,041 (13,745)	6,397,633	3,777,751	254,531	2,619,882
構築物	2,665,500	129,520	32,964 (20,086)	2,762,056	1,776,498	142,378	985,557
機械及び装置	11,611			11,611	9,776	755	1,834
車両運搬具	17,979	14,538	17,979	14,538	2,525	2,525	12,012
什器備品	5,146,420	216,880	18,545 (6,145)	5,344,756	4,512,200	342,384	832,556
土地	1,620,041	208,156		1,828,197			1,828,197
リース資産	500,153	17,629		517,783	292,610	102,845	225,172
建設仮勘定	92,170	890,661	973,858	8,973			8,973
有形固定資産計	16,110,871	1,913,069	1,138,389 (39,977)	16,885,551	10,371,363	845,420	6,514,188
無形固定資産							
ソフトウェア	85,829	52,532	24,328	114,033	35,264	15,418	78,769
リース資産	549,529	71,663		621,192	344,328	119,408	276,863
電話加入権	64,718			64,718			64,718
その他 (水道施設利用権)		2,336		2,336	26	26	2,310
無形固定資産計	700,076	126,532	24,328	802,281	379,619	134,853	422,661
長期前払費用	2,206,879	107,414	86	2,314,208	906,495	131,447	1,407,713

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容	金額
建物	新店舗(当期出店の35店舗)に係るもの	401,060千円
建設仮勘定	新店舗(当期出店の35店舗)に係るもの	823,979千円

2 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	220,862	243,493	2.0	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	463,734	301,579	1.9	平成26年～29年

(注) リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	182,040	86,140	27,400	5,997

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	542,963	549,055	542,963		549,055
役員退職慰労引当金	250,400	26,600			277,000

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務	787,494	48,575	7,122	828,947

(2) 【主な資産および負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	442,639
預金の種類	
当座預金	6,189,242
普通預金	17,196,725
郵便貯金	25,231
別段預金	29,854
小計	23,441,054
合計	23,883,693

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)ジェーシービー	213,355
(株)みなとカード	178,046
三菱UFJニコス(株)	141,935
イオンクレジットサービス(株)	110,817
トヨタファイナンス(株)	106,735
その他	274,226
計	1,025,117

売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
A	B	C	D	$\frac{C}{A+B} \times 100$	$\frac{A+D}{\frac{2}{B}}$ 366
856,564	21,789,611	21,621,057	1,025,117	95.5	15.8

八 商品

区分	金額(千円)
子供衣料	6,822,109
育児・服飾雑貨	8,252,954
ベビー・マタニティー衣料	3,781,254
計	18,856,318

二 未着商品

区分	金額(千円)
子供衣料	322,768
育児・服飾雑貨	107,289
ベビー・マタニティー衣料	11,309
計	441,367

ホ 建設協力金

相手先	金額(千円)
ダイワロイヤル(株)	1,412,599
大和情報サービス(株)	963,347
セントラルコンパス(株)	550,682
大和リース(株)	521,070
(株)原信	51,379
その他	6,320,566
計	9,819,644

負債の部

イ 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本通運(株)	440,665
アプリカ・チルドレンズプロダクツ(株)	238,108
山九(株)	195,628
(株)日立物流	169,607
安田産業(株)	87,733
その他	311,095
計	1,442,839

期日別明細

期日別	金額(千円)
1か月以内	339,625
2か月以内	530,585
3か月以内	349,049
4か月以内	223,579
計	1,442,839

ロ 買掛金

相手先	金額(千円)
ピップ(株)	1,969,977
川本産業(株)	1,429,861
(株)スミテックス・インターナショナル	557,656
丸紅ファッションリンク(株)	421,998
モリリン(株)	181,318
その他	5,536,916
計	10,097,729

(注) 買掛金残高には各相手先がみずほファクター株式会社に債権譲渡した金額を含んでおります。

八 設備関係支払手形
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
コクヨファニチャー(株)	224,901
ラッキー工芸(株)	62,227
(株)赤鹿建設	48,720
日本安全警備(株)	47,000
三協立山(株)	26,412
その他	52,240
計	461,502

期日別明細

期日別	金額(千円)
1か月以内	220,566
2か月以内	68,445
3か月以内	124,513
4か月以内	47,977
計	461,502

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	30,832,379	59,813,211	93,680,814	122,546,332
税引前 四半期(当期)純利益 (千円)	1,954,662	3,172,072	6,092,271	6,668,212
四半期(当期)純利益 (千円)	1,091,105	1,742,931	3,389,684	3,648,143
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	16.29	26.06	50.70	54.59

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	16.29	9.76	24.66	3.88

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月21日から翌年2月20日まで
定時株主総会	5月1日より5月20日までの間
基準日	2月20日
剰余金の配当の基準日	2月20日、8月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.24028.jp/
株主に対する特典	年2回2月20日、8月20日現在の株主に対し、「お買物優待券」を以下の基準により贈呈します。 (1) 発行基準 所有株式数100株(1単元)以上保有の株主に対し1,000円(100円券10枚) 所有株式数1,000株(10単元)以上保有の株主に対し5,000円(100円券50枚) (2) 優待方法 お買物1回のご精算1,000円以上につき1,000円毎に1枚使用できます。 (3) 対象店舗 当社指定店舗 (4) 有効期限 8月20日現在の株主に対する発行分 翌年5月31日まで 2月20日現在の株主に対する発行分 同年11月30日まで

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式については次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項の各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---|----------------|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類、
有価証券報告書の
確認書 | 事業年度
(第56期) | 自 平成23年2月21日
至 平成24年2月20日 | 平成24年5月16日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書 | | | 平成24年5月16日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基
づく臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果） | | | 平成24年5月17日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 四半期報告書、
四半期報告書の確認書 | (第57期第1四半期) | 自 平成24年2月21日
至 平成24年5月20日 | 平成24年7月2日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第57期第2四半期) | 自 平成24年5月21日
至 平成24年8月20日 | 平成24年10月3日
近畿財務局長に提出。 |
| | (第57期第3四半期) | 自 平成24年8月21日
至 平成24年11月20日 | 平成24年12月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (5) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年4月30日） | | | 平成25年5月10日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年5月7日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 茂彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 明

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成24年2月21日から平成25年2月20日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成25年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西松屋チェーンの平成25年2月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社西松屋チェーンが平成25年2月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。